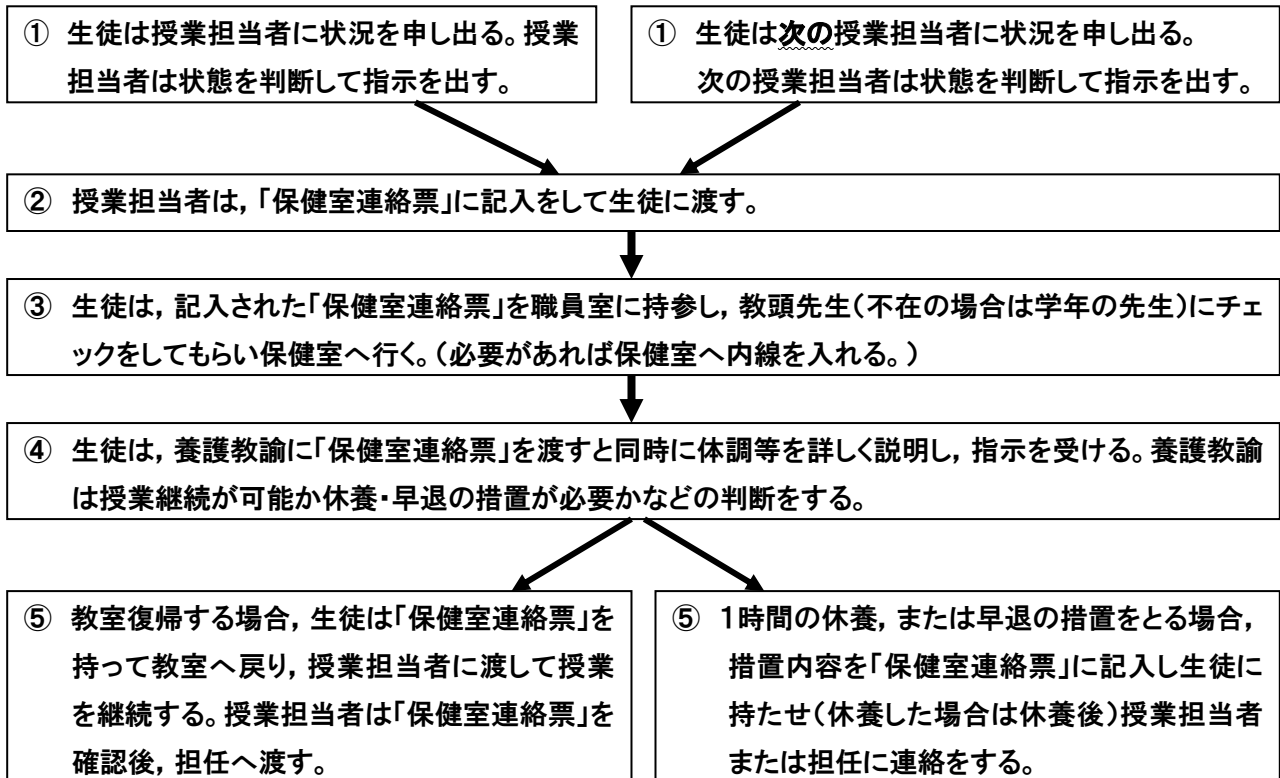


保健室利用について

＜授業中の場合＞

＜休憩時間中の場合＞



校内救急処置について

続けて観察しながら、学習できると判断した場合

1 軽度外傷(すり傷・切り傷・捻挫・打撲など)

- ① 傷のある場合には清潔指導に重点を置き、必要ならば消毒をする。
- ② 軽度の打撲ではアイシングで様子を見る。
- ③ 捻挫や骨折が疑われる場合には、RICE(安静・冷却・圧迫・高挙)の処置を行う。

2 内科的(頭痛・腹痛・吐き気・嘔吐など)(※内服薬は与えない)

- ① 学習可能かどうか問診や検温を行い様子を看ながら原因を探る。
- ② 基本的には本人の希望を尊重し1時間休養することで次からの学習が継続できるように声かけを行う。
- ③ 精神的なものが原因と思われる場合は、生徒の言動を大切にみていく。学級担任や教育相談担当の先生方と連携を図りながら継続的な支援を行う。

**学校での学習が不可能であると判断した場合
(発熱・嘔吐・下痢など)**

家庭連絡をする(学級担任または養護教諭)

- ① 保護者が在宅の場合, なるべく迎えに来てもらう。
- ② 留守宅の場合, 緊急連絡先の保護者へ連絡を取り, 生徒の状態を伝える。
- ③ 連絡が取れない場合, 連絡が取れるまで保健室で休養させる。

すみやかに医療行為を必要とする場合

1 救急処置 止血・固定・保温・冷却・安静など

縫合が必要と考えられる場合, 消毒薬はつけない。

2 保護者への連絡(担任または養護教諭)

- ・保護者に動揺を与えないように状況を説明し, 指定の病院名を聞く。
- ・連絡が見つからない場合は, スポーツ振興センター加入同意書に記入してある病院へ連れて行く。<加害者がいる場合は, 十分に状況を把握し, 綿密な連絡をする。>

3 医療機関との連携 医師在院の確認をする。

4 医療機関への移送 ★緊急の場合は救急車119

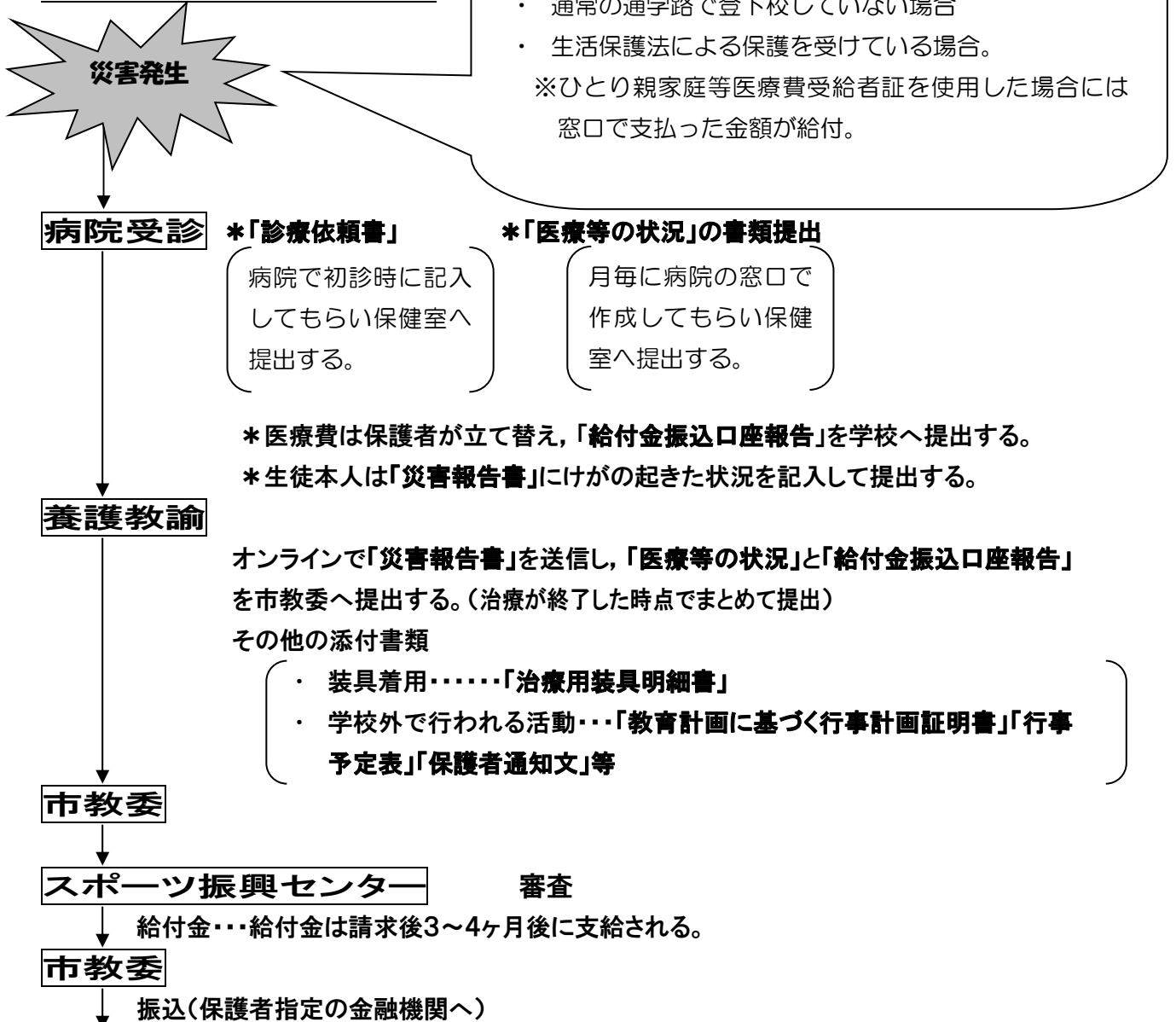
☆緊急の場合以外は原則タクシーを利用する。(緊急移送用タクシーチケットは保健室)

日本スポーツ振興センターの手続きについて

学校管理下(登下校, 大会, 校外授業も含む)で発生した災害について「日本スポーツ振興センター」に医療費を請求し, 給付を受けることができます。月毎の総医療費の4割が支給されます。ただし, 総医療費が5000円(保険適用で保護者負担が1500円)未満の場合は対象外となります。

加入については始業日に配布する加入同意書に保護者が記入し, 押印して提出してもらいます。掛け金460円については夏休み中に学年会計から一括して徴収します。

給付金請求から支給までの手続き



スポーツ振興センターの対象にならない範囲

- ・ 交通事故で第三者がいて他の保険の給付を受ける場合
 - ・ 通常の通学路で登下校していない場合
 - ・ 生活保護法による保護を受けている場合。
- ※ひとり親家庭等医療費受給者証を使用した場合には窓口で支払った金額が給付。

保護者

お願い

- ・ スポーツ振興センターへかかるけがで受診している生徒を把握された場合, 保健室へ連絡し来室させてください。